

# 津山税務署からのお知らせ

平成20年分所得税確定申告の相談及び申告書の受付は、

**平成21年2月16日(月)から  
平成21年3月16日(月)まで**です。

※還付申告の場合は、2月13日(金)以前でも申告書を提出することができます。

※所得税の確定申告期間中、e-Taxは24時間ご利用いただけます。

## ★確定申告会場の開設日程について

| 地 区  | 開設日         | 相談時間       | 会場名              |
|------|-------------|------------|------------------|
| 管内全域 | 2月16日～3月16日 | 9:00～17:00 | 津山税務署<br>津山市田町67 |

※津山税務署では、駐車場に限りがありますので、来署の際はできるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。

## ★申告書の作成・提出はe-Taxまたは郵送等で！

確定申告期間中の申告会場は混雑が予想されます。申告書はご自分で作成され、**e-Tax**または**郵送等**により提出されることをお勧めします。

○国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」を利用すれば、所得税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

しかも、24時間ご利用いただけます。

**国税庁ホームページ** <http://www.nta.go.jp>

※ご利用条件などの詳細は、画面にてご確認ください。

○「**国税電子申告・納税システム (e-Tax)**」を利用すれば、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税に関する各種手続きができます。

しかも、申告所得税の確定申告期間中は24時間ご利用いただけます。

**e-Taxホームページ** <http://www.e-tax.nta.go.jp>

※ご利用に当たっては、事前に手続・準備が必要です。

## ★にせ税理士にご注意ください！

税理士登録のない人が、税務書類の作成・申告手続の代理や、税務署などへ納税者の代理人として交渉するなどの税理士業務を行うことは、法律により禁止されています。税務相談や申告書の作成について依頼される場合は、登録のある税理士とご確認の上、ご相談ください。

確定申告に関するお問い合わせ先

**津山税務署 ☎0868-22-3147**

〒708-8657 津山市田町67